

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第6号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 情報公開・個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則（文書課）	1
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	2

公布された法令のあらまし

●情報公開・個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則（規則第12号）

情報公開条例及び個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 情報公開・個人情報保護審議会規則
- 2 個人情報の保護に関する条例施行規則
- 3 情報公開条例施行規則

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第13号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により標準事務に係る手数料である毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料等の手数料が標準事務以外の事務に係る手数料とされること等に伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

規 則

情報公開・個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第12号

情報公開・個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則

(情報公開・個人情報保護審議会規則の一部改正)

第1条 情報公開・個人情報保護審議会規則（平成8年兵庫県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条第1項」を「第1条第3項」に、「実施機関（以下「情報公開実施機関」を「実施機関等（第4項において「情報公開実施機関等」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 情報公開条例第16条の4（同条例第19条の3において準用する場合を含む。）に規定する公開決定等又は同条例第5条第1項（同条例第16条の3において準用する場合を含む。）に規定する公開請求に係る不作為についての審査請求に関すること。

第2条第2項中「第2条第4号」を「第2条第5号」に、「実施機関（以下「個人情報保護実施機関」を「実施機関等（第6号及び第4項において「個人情報保護実施機関等」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 個人情報保護条例第41条の2に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は個人情報保護条例第14条第2項に規定する開示請求、個人情報保護条例第28条第2項に規定する訂正請求若しくは個人情報保護条例第37条第1項に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関すること。

第2条第2項第5号及び第6号を削り、同項第7号を同項第5号とし、同項第8号中「個人情報保護実施機関」を「個人情報保護実施機関等」に改め、同号を同項第6号とし、同条第4項中「情報公開実施機関」を「情報公開実施機関等」に、「個人情報保護実施機関」を「個人情報保護実施機関等」に改める。

(個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 個人情報の保護に関する条例施行規則（平成9年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項、第4条第5項、第5条第2項及び第3項、第9条第2項及び第4項、第10条第1項、第11条第2項、第12条第3項並びに第26条中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第27条第1項中「実施機関」を「実施機関等」に改め、同条第2項中「写し」の右に「及び前項に規定する複製物」を加える。

様式第1号中「他の実施機関」を「他の実施機関等」に改める。

様式第8号中「実施機関名」を「名称」に改め、同様式注中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

様式第17号中「実施機関名」を「名称」に改め、同様式注中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

(情報公開条例施行規則の一部改正)

第3条 情報公開条例施行規則(平成12年兵庫県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第35条」を「第33条」に改め、同条第2項中「第35条」を「第33条」に改め、「写し」の右に「及び前項に規定する複製物」を加え、同条第3項中「第35条」を「第33条」に改める。

第14条中「第36条」を「第34条」に改める。

様式第7号中「実施機関等名」を「名称」に改め、同様式注中「実施機関等に」を「実施機関(兵庫県議会議長を含む。以下同じ。)に」に、「実施機関等の」を「実施機関の」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第13号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第3に掲げるもの)の項10を次のように改める。

10 削除

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第3に掲げるもの)の項14を次のように改める。

14 覚醒剤取締法に関する手数料

- (1) 覚醒剤製造業者等指定申請手数料
- (2) 覚醒剤製造業者等指定証再交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項25(6)を次のように改める。

- (6) 毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録票書換え交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項28を次のように改める。

28 覚醒剤取締法に関する手数料

- (1) 覚醒剤施用機関指定申請手数料
- (2) 覚醒剤研究者指定申請手数料
- (3) 覚醒剤施用機関指定証再交付手数料
- (4) 覚醒剤研究者指定証再交付手数料
- (5) 覚醒剤原料取扱者指定申請手数料
- (6) 覚醒剤原料研究者指定申請手数料
- (7) 覚醒剤原料取扱者指定証再交付手数料
- (8) 覚醒剤原料研究者指定証再交付手数料

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第3に掲げるもの)の項14及び使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項28の改正規定は、使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例(令和2年兵庫県条例第

3号) 附則第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。